

・ 与条件の確認

1 日本平公園の現況

1) 自然的条件

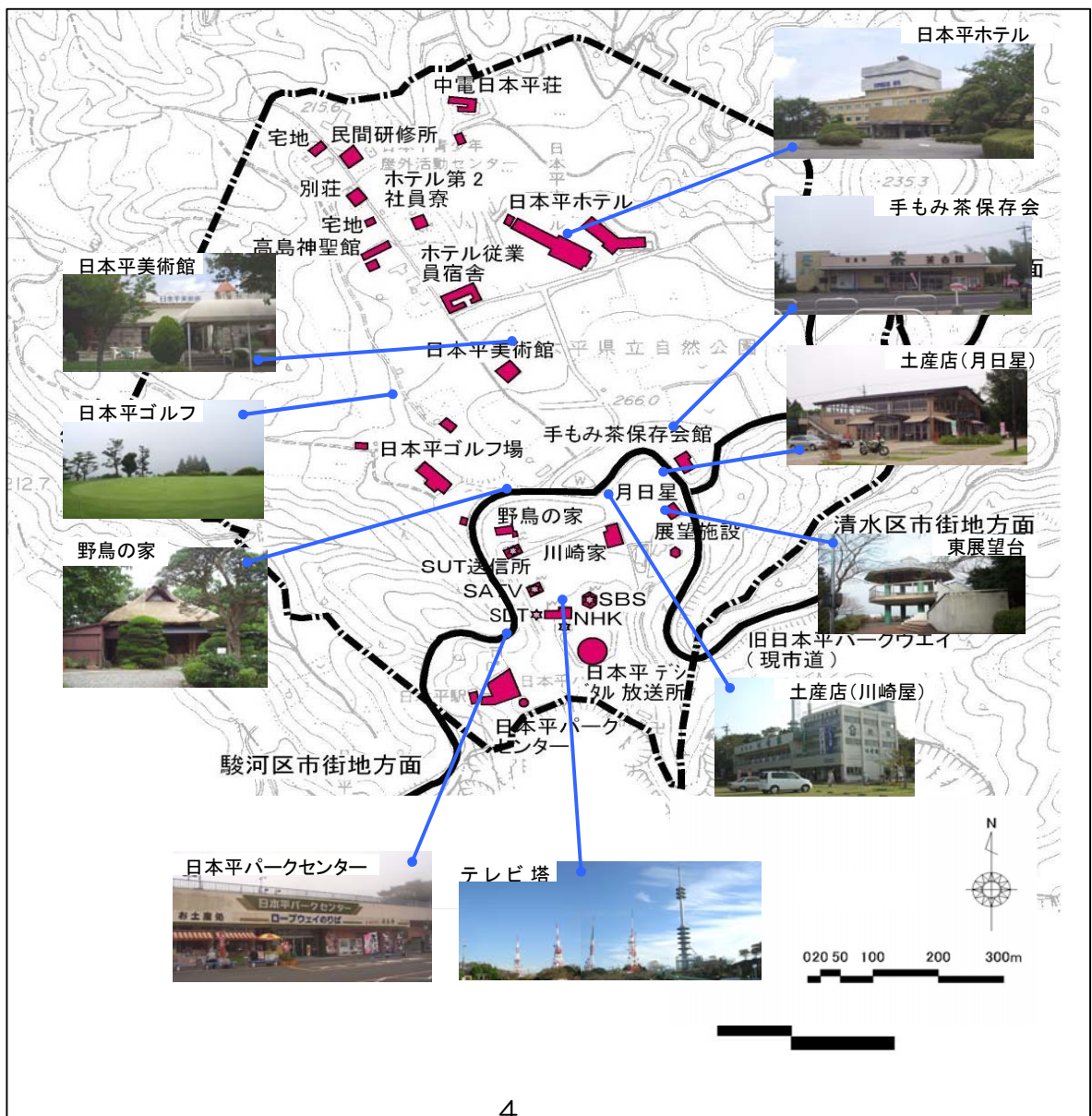
①地形	日本平の台地面と丘陵地斜面、開析谷、南側の浸食崖で構成。基本計画範囲である台地面は北西に2度以上の緩やかに傾いた高位段丘面（日本平面）で、緩傾斜地と、これよりやや急な斜面地が交互に出現するひな壇状の地形を成している。緩傾斜地に施設が点在するが、もともと平坦であったため局所的な改変に止まっている。南側の浸食崖は、屏風岩と呼ばれる礫層から成る比高40～50mの切り立った崖で、今なお崩落が進行しているが、その他の場所では地すべり地形をしめす箇所は見られない。
②地質	ほとんどが安倍川の氾濫による扇状地性河川堆積物である日本平礫層（中位段丘礫質堆積層）。厚さは約18mで西北に向かって厚くなり、この層の下位に久能山礫層、根古屋泥層が見られる。
③水系	山頂部を水源とする河川は、巴川水系と新川水系。本公園の流域は巴川水系の草薙川流域及び大沢川支川の谷津沢川流域、北矢部柄沢流域、新川水系の滝川流域と鳴川流域の5流域に分かれる。
④土壌	主な土壌は残積性未成熟土壌をはじめ、黒ボク土壌、黄色土壌で、段丘面に出現する残積性未成熟土壌は主として常緑広葉樹を形成。黒ボク土壌は丘陵斜面地に段丘状に分布し主に茶園や果樹園等に利用。黄色土壌は丘陵斜面に分布し、久能山礫層及びその上部の年度質堆積物層を母材として果樹園、茶園に利用されている。
⑤植生	観光地及び農地としての開発が進み、耕作地、修景緑地、裸地など自然度の低い植生が占める。基本計画範囲では雑木林、植林、二次草地、農地等がモザイク状に混在。
⑥貴重植物	基本計画範囲及び周辺で115科437種の植物を確認（平成19年度環境影響調査）。県条例で定める採取禁止植物は、ヤマツツジ、シユソウ、クハシロウ、コクラソウの4種。主に台地外周の雑木林林床で個体を確認。

2) 社会的条件

①交通	本公園へのアクセスは、駿河区側からの市道池田日本平線（旧日本平パークウェイ）と、清水区側からの市道清水日本平線（旧清水日本平パークウェイ）及び市道旧道日本平線（通称「旧道」）の2路線となる。徒歩の場合は、6本のハイキングコースが山麓と日本平を結び、すべて山頂付近で合流し公園内へ入る。その他、久能山と山頂部を結びロープウェイが観光上の主要交通機関となっている。
②土地利用	吟望台から日本平ホテルにかけての比較的緩やかな傾斜地は、観光関連施設をはじめテレビ塔や駐車場などへの土地改変が進んでいる。一部雑木林も見られるが、中央部は茶畑やその他の畑地として利用されている。外周部では、西側が樹林地、東側は茶畑や果樹園といった農地が広く分布し、緑の縁を形成している。
③既存施設	基本計画範囲では、北部一帯の日本平ホテルと南端の日本平ロープウェイ駅舎（パークセンター）の他、中央部に観光物産販売店等が、山頂部にはテレビ鉄塔が立地している。その他、「日本平の碑」や「大和武尊の像」などの記念碑が設置されている。
④景観	独立丘陵であるため山頂からの眺望に優れ、東は伊豆半島、西は焼津・御前崎方面、南は駿河湾、北は南アルプス南部まで見渡すことができる。特に富士山を中心とした眺望が最大の魅力となっている。富士山への眺望

④景観	<p>は、仰角（見上げ角度）4度で、山岳展望の理想的仰角からは小さいものの、俯角（見下げ角度）範囲にある清水港一帯の俯景観によって、目線より下の景観領域が確保されることで上下の視野の広がりが見られ、安定した景観を形成している他、近景、中景、遠景の組み合わせの秀逸さが絵画的風景を作り出す要因となっている。富士山が見える日数は年間約120日で、12、1月は20日前後富士山を望めるが、6月はほとんど見ることができないなど、天候に左右されやすい傾向にある。</p> <p>園内景観は、計画的な土地利用の誘導や施設整備が行なわれていないため、雑多で魅力に欠けるものとなっているが、農地（茶畑・果樹園）は郷土景観を表す上で重要な役割を果たしており、樹林地は本公園の緑の骨格を形成する役割を果たしている。</p>
⑤観光	<p>富士山の眺望地として多くの観光客を誘致し、静岡市の観光の中心地となっているが、年間観光入込客数の推移では、昭和52年の約280万人をピークに減少に転じ、平成17年は約138万人と半減している。月別観光交流客数では、夏～秋にかけて少なく、冬～春にかけて多い特性が読み取れる。これは富士山が最も良く見える時期が冬から春であること、久能山のいちご狩りのシーズンが重なることが大きな要因であると思われる。</p>

図．公園内既存建築物配置図



3) 法的条件

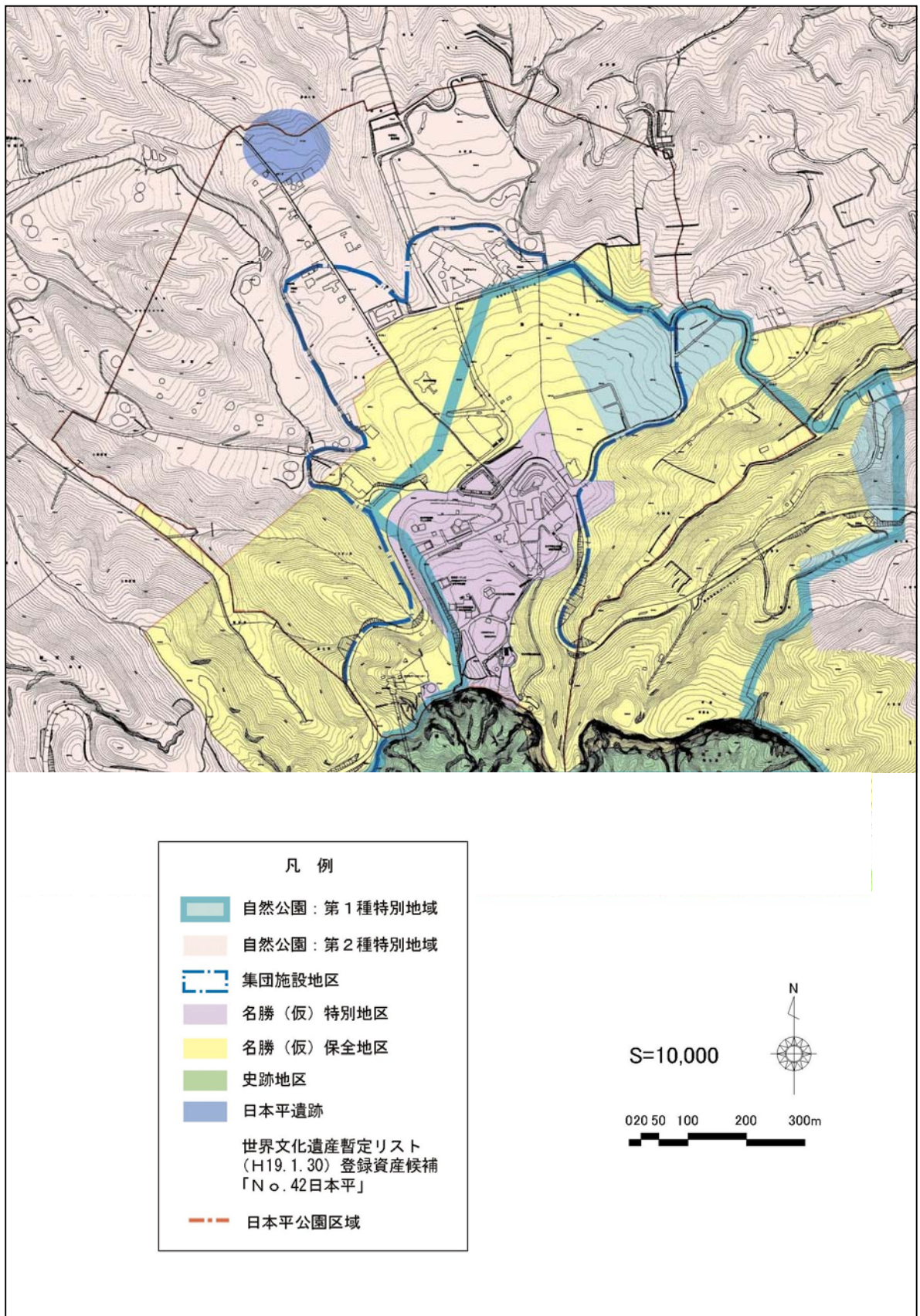
本公園には、都市公園をはじめ、国指定名勝、県立自然公園、風致地区などの法規制が掛かり、土地利用上の制限がある。

■ 日本平公園区域に関わる現況法規制

名 称	根拠法	規制種類	本公園内規制区域	規制の概要等	許可権者
国指定名勝 日本平 (制定:S34.6.17)	文化財保護 法 指定基準 名勝の11(展 望地点)、10(丘 陵)	(仮)特別 地区	県有地全域(特別地 区の約1/2に当る) を含む山頂部全体	原則として現状変更は認めない。(但し、公益福祉上欠くこと のできないもので、他の規制区域ではその意義を失うものを除 く。許可条項:災害防止、人命の安全確保を目的としたもの。 名勝地としての景観・環境を維持し回復するもので保存・活用 上必要なもの。既存構造物の改築。展望を妨げる樹木の伐採)	文化庁長 官
日本平県立自然 公園 (制定:S26.3.6)	自然公園法 県立自然公 園条例	(仮)保全 地区	特別地区を除く日本 平公園区域南側一帯	原則として形状変更は認めない。(但し、公益福祉上欠くこと のできないもので、他の規制区域ではその意義を失うものを除 く。許可条項:安全や案内を目的とした誘導看板。既存構造物 の改築。展望を妨げる樹木の伐採)	知事
日本平公園 (制定:S12.4.9)	都市計画法	第1種 特別地域	日本平山頂を含む東 南側一帯	(認められるもの)学術研究その他公益上必要なもの。既存のも の改築等で従前の規模を超えないもの。	知事
有度山風致地区 (制定:S8.4.13)	都市計画法	第2種 特別地域	西側半分とホテルを 含む北側一帯	(認められるもの)高さ10m以下、建蔽率30%以内、容積率 50%以内、道路境界から3m以上、敷地境界から2m以上。	市長
市街化調整区域	都市計画法	都市計画公園 (風致公園)	全域	建築制限あり(2階建て以下、容易に移転除去できるもの。)	市長
農業振興地域	農業振興地 域の整備に 関する法律	第1種 風致地区	全域	(認められるもの)建築物の高さ8m以下、建蔽率20%以下、 道路との距離3m以上、隣地との距離1.5m以上。また、位置、 規模、形態及び意匠が、地域の風致維持に支障がなく調和が取 れていること。	市長
		市街化調 整区域	全域	日常生活上不可欠なもの、観光資源その他の資源の有効利用上 必要なもの、計画的な市街化に支障のないもの等について、許 可により開発行為が可能。	都市計画 決定:知事 関:発許 司:市長
		農用地区 域	北側谷部、東側縁部	農業振興地域整備計画の変更に伴う除外手続きが必要	市長 県知事の 同意

※文化財保護法に基づき名勝日本平の保存管理に関する計画書を現在改定中(規制種別および規制の概要等は改定案による。)

図．法指定図（法規制）



4) 日本平経年史

近年の経年史

大正 11 年	徳富蘇峰が杉原山からの眺望を絶賛し、「富士見台」と名づけ望嶽の詩碑を建立
大正 15 年	草薙駅開設
大正 15 年	徳富蘇峰が日本平に登り、「実に天下第一と申し支えあるまいと思う」と山頂からの風景を絶賛
昭和 2 年	日本百景 平原の部入賞（大阪毎日新聞・東京日日新聞主催）
昭和 7 年	名勝仮指定
昭和 8 年	有度山風致地区指定
昭和 9 年	日本平登山道路開通（旧清水市 通称「旧道」）
昭和 10 年	徳富蘇峰が選んだ 4 箇所の富士山展望地点に顕彰碑を建立 清水港から日本平を経て狐ヶ崎に下るハイキングコースを設定
昭和 12 年	日本平公園都市計画決定
昭和 25 年	日本観光地百選 平原の部 第 1 位（毎日新聞社主催）
昭和 26 年	日本平県立自然公園指定
昭和 32 年	日本平と久能山東照宮を結ぶロープウェイ開通
昭和 34 年	国指定「名勝」
昭和 34 年	日本平ゴルフ場開業
昭和 39 年	日本平パークウェイ(静岡) 開通
昭和 47 年	清水日本平パークウェイ開通
昭和 54 年	日本観光地百選 読者コンクール 平原の部 第 1 位(週間読売主催)

徳富蘇峰：明治から昭和にかけて活躍したジャーナリスト、歴史家、評論家。